

ニセコ町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱（平成27年3月23日訓令第5号）

最終改正:令和5年4月1日訓令第11号

改正内容:令和5年4月1日訓令第11号 [令和5年4月1日]

○ニセコ町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成27年3月23日訓令第5号

改正

令和5年4月1日訓令第11号

ニセコ町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ニセコ町情報公開条例（平成10年ニセコ町条例第17号）の規定に基づき、行政運営の一層の透明性を図るため、町長交際費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出項目）

第2条 交際費の支出項目は、次のとおりとする。

- （1）会費 懇談会等を目的とする会合の参加経費
- （2）慶祝 各種団体が行う総会、大会、式典、行事等に要する経費
- （3）協賛 公益性が認められる事業に賛同する経費
- （4）接遇 外部との意見交換又は接待等に要する経費
- （5）見舞 病気、災害、事故等の見舞に要する経費
- （6）弔慰 葬儀における香典、供花等に要する経費
- （7）その他 その他町政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

（支出基準）

第3条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で支出するものし、支出項目に応じた支出基準は、別表1のとおりとする。

（公表）

第4条 交際費の公表は、別記様式によりニセコ町ホームページで公表するものとする。

2 公表する交際費の内容は、次のとおりとする。

- （1）支出日
- （2）支出項目
- （3）支出内容
- （4）支出金額

3 交際費の公表は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第6号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（ニセコ町長交際費の支出に関する基準の廃止）

2 ニセコ町長交際費の支出に関する基準（平成24年ニセコ町訓令第25号）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日訓令第11号）

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

支出項目	支出内容及び基準額
会費	各種団体等が行う懇談会等を目的とする会合の参加経費で、金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は実費相当額とする。
慶祝	各種団体が行う総会、大会、式典、行事等に要する経費で、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。
協賛	活動の趣旨から公益性が認められる事業に賛同する経費で、1件につき30,000円を限度とする。
接遇	外部との公の意見交換又は接待等に必要となる土産代その他必要な経費で、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。
見舞	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費で、入院については1件につき10,000円、災害、事故等については1件につき30,000円を限度とする。
弔慰	葬儀における香典、供花等に要する経費で、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

別記様式(第4条関係)

別記様式(第4条関係)

交際費の執行状況

(年 月分)

支出日	支出項目	支出内容	支出金額(円)
		月分合計	
		平成 年度分累計	
